

提言 2

【はじめに】

以前、ある民法の教授から「あなたは消費者被害をなくすためには何が必要だと考えますか」という質問をもらったことがある。

突然のことで、どういうふうに答えたらいいかと考えたが、そこで「消費者教育ですかね」と答えた。

するとそれに対してその教授は、「すべての問題は教育に戻りますよね」と言われた。どうも私の回答は正解ではなかったように思われたが、その教授がその時に何を言いたかったのかというのは、ついぞ最後まで、教授が亡くなられるときまで聞くことができなかった。

教育というのはすべての問題を解決するところということで、必要なことだろうと思うけれども、何が必要か問われたときに、「消費者教育です」と言ってしまうのは、どうなのかと考えた。

消費者被害は消費者と事業者との経済力、情報格差、被害の転嫁ができない、消費者の特質などから、発生することは不可避である。

保護される消費者ではなく、権利主体者としての意義と行動されることが期待されているのが、現在の状況だ。

そのような中で、エシカル消費あるいはSDGs、消費者市民社会と言われる社会が望まれているのが、今の社会である。

このことにおいて、消費者教育、消費者教育の中にはいわゆる学校教育や社会教育もあるが、それは重要な位置を占めているのではないかと思っている。

1985年に豊田商事事件があったが、この事件が起きた後、日弁連には消費者問題対策委員会ができた。それまでは、そういう委員会はなかったが、発足当時からこの委員会に私は所属しており、委員の任期が終わった後も、消費者教育問題、宗教問題（オウムとか統一教会）を担当し、幹事として長年関わってきた。

その間、この消費者問題対策委員会というのは、日弁連の中では、人権擁護委員会というのが最大の予算を持っているが、それに次ぐ予算規模の委員会であり、消費者問題はそれほど大切な委員会として活動していた。

消費者教育をテーマとして幹事として関わっていたときに、米国と欧州、2つの海外調査を行った。2つの調査でのエピソードをそれぞれ1つずつご紹介し、今日の私の責めを負いたいと思う。

【米国調査でのエピソード】

米国での調査先は、私が企画して、アポイントを取るのは旅行社の方をお願いすることもあったが、その旅行社の人から「最近、これとよく似たことを担当しました」と言われた。それで聞いてみると、国民生活センターの人たちが、どうも私たちの企画書とほぼ同じようなところをまわっているということで、ねらいも間違っはなかつたなと思った。

調査先で印象に残ったところの1つは、ラルフネーダー事務所だ。

ラルフネーダーというと、ケネディ大統領が、消費者宣言をされた時に大統領補佐官として関わっていた方で、消費者の神様とも言われていて、私たちもよく知っていた方だが、その事務所に行ったときのことである。

私たちは本当に感動してしまったのだが、その時の報告書の一部を出して、いかに感動したのか、どういう内容だったか読み上げてみる。

「ネーダーグループでは、『現在米国で実施されている学校における消費者教育に対し、非常に基本的なことを教えるだけで、消費者教育と呼ぶに至らない』という評価を下している。

すなわち、学校で教えられるのは、いわゆる家庭における銀行を中心とした家計、バンクアカウントの問題が中心で、もちろんそれ自体重要な事柄ではあるが、それだけでは大変不満足であるという。ではどのような観点が必要なのかについて、ネーダーグループは、消費者教育は、社会の向上に一人一人の貢献がどのように影響を与えていくかを教育することである。すなわち消費者運動、市民運動、環境運動の1つ1つが、消費者教育の根底をなしており、それらの運動を通して、いかにして政府や企業を動かしていくかを教育することであるのだという。例えば、情報を得る権利、これは情報公開のことだが、それが法律で保障されていれば、これらを駆使して、社会を向上させるという視点が必要なのだという。消費者教育といえ、ともすれば契約の基礎知識やクレジット等の複雑な契約形態を理解させたり、詐欺的欺瞞的商法にだまされないための個人の判断能力を向上させたり、市場の中で、消費者がいかに商品サービスを選択すればよいのか。被害に遭えばどのような救済手段が可能であり、消費

者の権利をどのように行使していくのかという内容をイメージしがちである。

しかし、ネーダーグループが考える消費者教育は、消費者個人の判断能力、資質の向上にとどまるのではなく、消費者一人一人がもろもろの市民運動を通して市場をいかに変えていくのか、市場を動かして社会を向上させる担い手を養成するという視点が持ち込まれている点に大きな特徴があり、その理念は、今後消費者教育のあり方を考える上で貴重な示唆を与えてくれるものであった。」と報告書にまとめていた。

ちなみに、この調査に出かけていったのは、1992年6月のことであった。

この時点において、今で言うSDGsとか、エシカル消費とか、そういう問題を明確に提起されていたということは今でも新しい問題かと思っている。

【欧州調査でのエピソード】

それから、欧州の調査で訪問した学校で消費者教育の授業が行われているのを見た。少しだけそのことを紹介したいと思う。

欧州では、デンマーク、イギリス、ドイツ、それから、欧州の議会のあるところなどに行ったのだが、今から紹介するのは、ドイツベルリンにある中等総合学校の総合社会科8年生の授業だ。

普通に行われている授業を拝見した。

どんな形で授業やっていたかということ、まず、8ミリ映写機みたいな映写機で、物事の起きていく状況を映す。

兄弟がクリスマスのお小遣いをもらって、その小遣いをどう使うかという話をして、結局、カセットレコーダーを買おうと決めて、実際に電気屋さんに行って、カセットレコーダーを買って、家に持ち帰って、再生しようとしたところ、テープが巻きついてしまい、レコーダーが動かなくなってしまったというところまでの物語が映写された。

そこで、「どうしますか」ということを生徒に問いかけていく。

その問いかける前提として、社会総合社会8年生とは、中学校2年生であるので、そこで先生があらかじめ契約解除の話をする。

民法何条によって契約解除、こういう場合には契約解除ができるという基礎知識を与えた上で、本人たちにディスカッションさせる。ディスカッションでは「保証書はも

らってたか」「領収書はあったか」というような議論をやる。

結局、電気店に動かなくなったレコーダーを持って行くとなるのだが、「自分勝手に再生して、自分のところで動かなくなったら、持って行ってところで取りかえてもらえるのか」とか「対応してくれるのだろうか」とか議論や疑問が出たりする。

そんな中で、瑕疵担保責任という言葉までが生徒の中から出てきて、「民法の中にある瑕疵担保責任でこれは追及できないのか」というような話をして、交渉するということになる。

それをもう議論の中でやっていく。私たちが見たのは、そこまでだった。

最後に、先生がそこまでの問題点をまとめたレジメがぱっと渡されるところで、本当に自ら考え、自ら行動し、そして、そういう基本的な知識を得ていくという、もうわずか40分ぐらいの授業の中で、鮮やかな授業だったのが、非常に印象的であった。

その後どうなるのかということを知ったところ、次の時間は、そこで交渉がうまくいかないとどうするかということで、今度は、法的な手続きを取る、弁護士のところに行く、弁護士はどうやって探したらいいのかと、そういうような問題に入っていく、訴訟や裁判の仕組みについて討議していく、次の授業は、そのように進めるのだということで、本当に鮮やかな授業が行われていたなという印象を受けた次第である。